

令和6年度 和光市国民健康保険集団健診（ドック） 業務委託仕様書

1 和光市国民健康保険集団健診の概要

（1）業務委託名

和光市国民健康保険集団健診（ドック）（以下「国保集団健診」という。）

（2）目的

国民健康保険制度は、平成30年度に都道府県単位の運営となる制度改正が行われ、市は保険者機能を推進し、医療費適正化や保健事業の充実に係る施策の積極的展開を求められている。市では、和光市国民健康保険ヘルスプランとして、和光市国民健康保険事業計画、和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び和光市特定健診等実施計画の3計画を包括的に策定し、国保医療費や疾病状況を分析し今後の医療費の推計や、適正給付につなげるための取組や効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っている。

和光市国民健康保険ヘルスプランに基づく同事業は、特定健診とがん検診等と組み合わせた総合的かつ受診利便性を高めた内容による特定健診及びがん検診の受診率の向上、並びに特定保健指導分割実施による早い段階での生活習慣改善の主体的な取組等メタボリックシンドロームの予防・改善を図るものである。

（3）契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（4）健診実施日・定員

健診実施日（別紙1参照）は、次のア・イのとおりとし、受付時間は8:00～12:00とする。各日程の定員は、160名とする。

ア 7月実施分

7月17日（水）

7月18日（木）

7月19日（金）

7月20日（土）

7月22日（月）

7月23日（火）

- イ 12月実施分
 - 12月4日(水)
 - 12月5日(木)
 - 12月6日(金)
 - 12月7日(土)

(5) 健診会場

和光市健康増進センター

(6) 健(検)診項目・対象者

ア 健(検)診項目

健(検)診項目は下記(ア)～(ケ)とする。各健(検)診の測定内容の詳細は、別紙2を参照すること。

- (ア) 和光市国民健康保険特定健康診査(以下「国保特定健診」という。)※
- (イ) 肺がん検診※
- (ウ) 大腸がん検診※
- (エ) 胃がん検診
- (オ) 前立腺がん検診
- (カ) 乳がん検診
- (キ) 子宮頸がん検診
- (ク) 肝炎ウイルス検診
- (ケ) 風しん抗体検査

※国保集団健診では、上記(ア)～(ウ)の健(検)診項目の受診を原則必須とする。

イ 対象者

各健(検)診の対象者については、別紙3を参照すること。また、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(以下「がんクーポン券事業」という。)の対象者は別紙4、「和光市国保特定健診40歳代自己負担金無料クーポン券事業」(以下「40代クーポン券事業」という。)は別紙5を参照すること。

2 委託する業務の内容

(1) 健診事務全般

ア データ作成・管理業務

予約者名簿、健(検)診結果一覧表等を市が指定する内容でデータ作成(Microsoft Excel等)し、市が指定する日時に提出すること。作成予定データについては、表

1を参照すること。CSV データについては、必ず文字コードが Unicode 対応のものとする。

表 1

健診実施前	予約者名簿 (Excel データ)
健診実施後	健 (検) 診結果一覧表の電子媒体 (Excel データ)
	健 (検) 診結果一覧表の電子媒体 (市指定の CSV 形式データ)
	個人別健 (検) 診結果通知票のコピー (紙媒体 A4 版)
	受付名簿
	検便、喀痰の後日回収者名簿
	事業報告書
	国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿 (Excel データ)
国保特定健診の電子媒体 (XML データ)	

※データ作成にあたっての備考

- ・対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する。
- ・心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査 (eGFR 含む)、貧血検査について、特定健診の詳細な健診に該当する場合には、詳細な健診として実施した旨を医師の診断等に必ず記載する。
- ・国保特定健診の電子媒体 (XML データ) については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく XML 形式で作成する。XML データについては誤りのないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。

イ 帳票作成業務

健 (検) 診前及び健 (検) 診後に必要とする帳票類 (問診票、予約票、封筒、結果票、アンケート等) をすべて作成すること。必要な文書については、市とやりとりのうえ決定し、校正まで行うこと。

ウ 封入・発送業務

予約票等受診に必要な帳票類は、実施日の 1 週間前までに受診予定者の手元に届くよう、市が指定した期日に原則和光郵便局から発送すること。

結果返却説明会の来所がなかった方の健 (検) 診結果は、市の指定した日付にて和光郵便局より普通郵便にて発送すること。

(2) 健 (検) 診当日の管理運営

ア 実施体制

健(検)診当日は、(ア)～(セ)の業務についてスタッフを配置すること。スタッフの人数については、効率的な運用にて健(検)診を円滑に進められる配置とし、市と協議のうえ決定する。

- (ア) 受付・健診の説明・誘導・最終確認
- (イ) 会計（自己負担額受理、領収書発行等）
- (ウ) 問診・腹囲測定等
- (エ) 血圧測定・採血（看護師等の専門職）
- (オ) 尿検査（検査技師）
- (カ) 心電図検査（検査技師）
- (キ) 眼底検査（検査技師）
- (ク) 診察（医師・看護師等の専門職）
- (ケ) 保健指導（特定保健指導分割実施等）（保健師、管理栄養士等）※1
- (コ) 胃がん検診（検査技師）
- (サ) 肺がん検診（検査技師）
- (シ) 乳がん検診（検査技師）※2
- (ス) 子宮頸がん検診（医師、看護師）※2
- (セ) 健(検)診実施責任者

※1 (ケ)に従事する専門職は、3名以上配置すること

※2 乳がん検診・子宮頸がん検診の検査技師・看護師・医師は女性とする。

※3 健診が円滑に実施できるよう、健診日前日に会場設営を行うこと。

イ 受付業務

全ての健(検)診について、本人確認書類や受診券等の提示をうけ、検診受診条件の該当しているか確認のうえ、自己負担額を徴収し、領収書を発行すること。「40代クーポン券事業」及び「がんクーポン券事業」対象者の場合は、無料クーポン券を回収すること。

体調不良等の事情により、予約した検診が実施できなかった場合は、該当する検査項目に関する自己負担額は徴収しないものとする。キャンセルの理由については、事業報告書で報告すること。

ウ 国保特定健診

(ア) 特定健診・特定保健指導の実施について

『高齢者の医療の確保に関する法律』(昭和57年法律第80号)『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』(平成19年厚生労働省令第157号)『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』、『標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)』等(改正内容を含む)に基づき実施すること。実施の詳細は「健診時の保健指導(特定保健指導分割実施及び継続支援を含む)」(別紙6)を参照すること。

また、下記の日標達成(表2)を主眼に置き、業務を実施すること。

表2 第3期特定健診等実施計画における日標値(令和5年度)※参考値

ア 特定健診受診率	対象者総数中の60%
イ 特定保健指導終了率	動機付け支援及び積極的支援総数中の60%
ウ 特定保健指導改善率	特定保健指導終了者総数中の50%

(イ) 健診当日の特定保健指導分割実施について

健診当日の特定保健指導実施は、健診の流れの一部として保健指導を取り込むことにより実施数増加が見込まれることから、集団健診当日に特定保健指導を分割実施した場合の日標値は下記(表3)のとおりとすること。

表3 健診当日の特定保健指導の実施率 ※参考値

特定保健指導実施率	当該年度の集団健診での動機付け支援及び積極的支援総数中の70%以上 (健診当日に特定保健指導分割実施をしたが、当該年度の健診結果で特定保健指導対象外となった人を除く)
-----------	--

エ 各がん検診

- (ア) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(改正内容を含む)等に基づき実施すること。子宮頸がん検診のHPV検査については、別紙7を参照すること。
- (イ) 肺がん・胃がん・乳がん検診の二重読影を行った医師、子宮頸がん検診の細胞検査技師・細胞診断医名を結果票に明記すること。
- (ウ) 該当がんの治療中や経過観察中等のがん検診対象外者が問診の段階で申告した場合は、検診を中止すること。その際には、本人が対象外であることをわかりやすく説明し、理解及び納得してもらおうよう対応すること。
- (エ) 検診日当日に大腸がん検診の検体を提出できなかった者、肺がん検診の問診結果により喀痰検査の対象となった者については、後日回収日を設定し、市に来庁のうえ検体回収を行うこと。後日回収分の検査結果を含めて、結果通知票を作成すること。
- (オ) 問診等で聴取した内容については、検診結果に記載する等して反映させること。
- (カ) 体調不良等の事情により、予約した検診が実施できなかった場合は、該当する検査項目に関する自己負担額は徴収しないものとする。キャンセルの理由については、事業報告書で報告すること。

オ 肝炎ウイルス検診

検査内容は別紙2を参照すること。

カ 風しん抗体検査

風しんに関する追加的対策骨子（平成30年12月13日付け厚生労働省通知（改正内容を含む））に基づき集合契約による実施とし、同契約とりまとめ機関に事前に委任状を提出し、検査キットの確保等実施体制を整備のうえ実施する。実施にあたっては、厚生労働省健康局公表の「風しんの追加的対策」の資料（健診機関、医療機関向け手引き（改正内容を含む））を参照のこと。

(3) 結果説明会業務

結果説明会では、健（検）診結果の返却の他、小グループ指導、個別相談希望者へのヘルスアップ相談、特定保健指導（初回面接2回目）を実施すること。

結果返却を行う際は、健（検）診受診時に配布した健診結果説明会案内及び本人確認書類等により、対象者確認をしたうえで、国保集団健診の結果を手渡しにて返却すること。

終了後は事業報告書を提出すること。書式に関しては市と協議の上決定したものを使用すること。

ア 実施日程

健診結果説明会は下記のとおりとすること。

(ア) 令和6年8月下旬（2日間実施） 受付時間：9:30～11:30

(イ) 令和7年1月上旬～中旬（1日間実施） 受付時間：9:30～11:30

※(ア)について、1日は土日祝の開催とすること。

※(ア)は7月健診分、(イ)は12月健診分の結果返却説明会とする。

イ 実施体制

結果説明会当日のスタッフの人数については、効率的な運用にて結果説明会・ヘルスアップ相談を円滑に勧められる配置とし、市と協議のうえ決定する。ただし、(イ)～(オ)の業務については以下の基準以上のスタッフを配置することとする。

(ア) 受付・誘導

(イ) 小グループ指導

講義形式での指導経験を有する保健師2名以上

(ウ) ヘルスアップ相談

個別形式の指導経験を有する保健師7名以上、管理栄養士2名以上

(エ) 特定保健指導

特定保健指導の実施が可能な専門職（保健師、管理栄養士）2名以上

(オ)骨密度測定検査

臨床検査技師等の医療職を1名含むスタッフ2名以上

※(オ)については、市が準備する測定機器を使用する。

ウ 結果説明会前準備(市への提出物)

健診結果説明会前の週末までに、以下(ア)～(オ)を作成し市に提出すること。健(検)診結果のデータ化にあたっては、市が指定する様式に併せてデータを正確に作成し、納品するものとする。

(ア)個人別健(検)診結果通知票のコピー(A4版)

(イ)健診結果一覧表電子データ(Excelデータ)

(ウ)健(検)診結果一覧表の電子データ(市指定のCSV形式データ)

(エ)国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿

※対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する

(オ)国保特定健診の電子媒体(XMLデータ)

エ 未来所者への対応について

健診結果説明会未来所者の健(検)診結果票は、結果説明会から1週間は市で預かり、希望者には本人確認書類等による本人確認後、手渡しにて配布する。1週間以降は受託者が市へ来庁し健(検)診結果票を回収し、未来所者分の健(検)診結果票を和光郵便局から普通郵便にて郵送すること。健(検)診結果票を配布または郵送にて返却した記載のある名簿は、結果返却郵送当日にコピーをとり、原本提出のうえ報告すること。

オ 早急な精密検査や治療が必要と判断された場合の対応について

各がん検診において、受託者の検診医が、検査結果から早急な精密検査や治療が必要と判断された場合には、すみやかに市に電話連絡のうえ、該当者のリスト、該当者に配布する紹介状、検診結果ならびにがん検診の場合にはレントゲン撮影結果(CD-R)を市へ提出すること。

3 提出物

(1)検診実施前に提出するもの

ア がん検診精度管理チェックリスト

イ 乳がん検診に係る読影医、撮影診療放射線技師リスト

ウ 個人情報保護取扱特記事項に係る届出

(2)請求書と同時に提出するもの

結果郵送後すみやかにア～ウの書類を添付して遅延なく請求すること。なお、請求する際は、各種健(検)診、健(検)診前後の業務、結果返却業務委託料等の内容を実施月ごとにまとめ、請求すること。請求書様式については、市が指示する。

ア 業務完了報告書(受診項目・健診実施日別のクロス集計を作成すること)

イ スタッフ従事者名簿

ウ 後納郵便利用明細

※国保特定健診受診料については、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムへのXMLデータ取込が完了後に市に直接請求すること。

(3) その他の費用の請求・支払いについて

風しん抗体検査の費用は、風しんの追加的対策に係る集合契約のスキームに則って請求すること。

4 その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

ア 受託者は個人情報の保護に関する法律及び個人情報特記事項(別紙10)を遵守すること。

イ 受託者は、健(検)診データをネットワークに接続していないパソコンで使用して作成し、電子媒体等に保存し、施錠可能な場所で保管すること。

ウ 健(検)診結果の実績等の分析にデータを使用する必要がある場合は、個人が特定されない処理をして使用すること。

(2) 健診受診者への結果の再発行・CD-Rのお渡しについて

受託者が保有する健診結果について、健診受診者から再発行依頼やCD-Rの提供依頼があった場合には、以下のとおり対応すること。

ア 再発行・CD-R提供依頼は、依頼者本人から受託者へのメール・FAX等での申請受理並びに受託者による本人確認(氏名・住民票上の住所(変更の有無を含む)・生年月日等)のうえ実施する。

イ 配布方法は、健診受診者の住民票上の住所への郵送を原則とする。送付先が住民票上の住所以外となるやむを得ない事情がある場合等は、その限りではない。

ウ 受託者は健診結果の写し等の配付に要する手数料を依頼者本人から直接徴収できる。手数料は、文書写並びに費用振込書等作成費・郵送料実費等再発行に係る金額とする。

(3) 新興感染症及び自然災害等への対応

次に掲げる場合に該当するときは、市と受託者が協議のうえ、実施日程等を変更または実施を中止するものとする。

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出等国や県による事業実施の自粛要請があったとき。

イ 自然災害(台風・地震等)及びその他の状況により、健(検)診を実施することが適当でないときと市が認めるとき。

(4)実施の配慮

健(検)診実施にあたっては、下記ア～キを遵守すること。

ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

イ 受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。

ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。

エ 検査着を使用する場合は、洗濯(クリーニング)してある衣類を受診者数分用意すること。また、ブーツ等靴の着脱が困難な対象者のためにスリッパを用意すること。

オ 会場設営、検診に必要な物品等は原則としてすべて用意すること。

カ 毎日健(検)診終了後は、使用施設の清掃・消毒及び窓等施錠の確認を行うこと。

キ 不測の事態が発生した場合には、市担当者とは協議し対応を決定すること。

(5)その他留意事項

ア 健(検)診実施場所の準備及び撤収については、施設の鍵や施錠を含め受託者が全て行う。準備は健(検)診日当日の受付時間前30分までに完了し、受付時間前に受診者が来庁した場合等、待合案内を行う等誠意を持って対応するものとする。

イ 施設の鍵及び施設利用許可証等必要物品については、市が事前に受託者に貸与するため、使用及び保管等取り扱いは健(検)診実施責任者が厳重に注意する。検診準備については、実施施設等の状況が許す場合には、市の許可を得て健(検)診日前の準備を行うことができる。撤収については、施設を使用する前の現状のレイアウトに復帰し、電源や窓の施錠等をきちんと確認したうえで、市の担当者に報告する。会場の鍵の保管、開場等については別紙11のとおり厳重に管理及び実施する。

ウ 健(検)診関係書類を契約期間終了後においても5年間は保存すること。ただし問診票は、原本を市の指定する方法で納品する。受診券、問診票は、基本的な健診(長寿医療健診は除く)とがん検診に分けて、健(検)診日、受付番号順に並べ、健(検)診日毎に仕切りを入れて、市の文書ファイリング用保存箱で納品する。アンケート・各種クーポン券については、市が指定した保存箱を使用し、指定した順番で保管し納品する。

エ 電話申込みの状況に応じて、各時間帯の申込人数枠と各年代の申込人数枠等につい

て、受託者、市協議のうえ、対応変更ができるものとする。

オ 実施に関する詳細な内容については、あらかじめ市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑問が生じたときは、必ず市の指示を受けて実施すること。

カ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受診者に健(検)診日のマスク着用や咳エチケット、密接・密閉・密集防止の協力を健(検)診予約書式等を活用して事前に周知し、健(検)診日に受診者が感染予防対策を実践するようにする。また、最低限予約通知受理日から(検)健診日までの健康観察や検温の実施を依頼し、風邪症状等新型コロナウイルス感染の可能性がある場合には、健(検)診に参加しないこと(来所しても確実に参加できないこと)を事前に書面にて周知する。